

居宅訪問型保育事業者 様

港区長 清 家 愛

令和7年度 居宅訪問型保育事業者（個人事業主）に対する集団指導の実施について（通知）

児童福祉法第59条第1項に基づき、下記のとおり集団指導を実施しますので、ご協力をお願いします。児童福祉法に基づき実施する指導のため、正当な理由なく受講及び効果測定を提出しない事業者については別途立入調査を行うことがありますことを申し添えます。

記

1 集団指導の対象

居宅訪問型保育事業者（個人事業主）

2 集団指導の流れ

- （1）事業者は、港区ホームページに掲載した集団指導動画（YouTube）を視聴してください。
- （2）事業者は、（1）終了後、効果測定をしてください。効果測定はLOGO フォームで回答及び必要書類の提出（アップロード）となります。
- （3）区は（2）の効果測定（LOGO フォーム）の回答を審査し、結果通知を送付します。
結果通知に改善を要する事項（指摘）がある場合は、通知の受け取り後30日以内に「改善状況報告書」の提出をお願いします。

3 実施期間

令和7年10月20日（月）から11月28日（金曜日）まで

4 受講方法

港区ホームページに掲載している集団指導の動画を視聴後、効果測定（LOGO フォーム）に回答してください。

<集団指導動画>



「指導監督基準・立入調査について」

認可外居宅訪問型保育事業（個人事業主）向け集団指導について

（1）集団指導

URL: <https://www.city.minato.tokyo.jp/kodomoshisetsu/documents/2023ninkagai.html>

<効果測定>



（2）効果測定

URL: <https://logoform.jp/form/Mt5V/1205993>

5 提出（アップロード）する書類

以下の書類を効果測定（LOGO フォーム回答）時に提出（アップロード）してください。

- （１）直近の研修受講歴がわかる資料（修了証等）
- （２）直近の健康診断（受診者、受診日がわかるもの）資料
- （３）安全計画（現行のもの）
- （４）救命処置訓練（実技訓練）の受講歴がわかる資料（修了証等）

6 その他

届出の内容に変更が生じた場合、事業を休止または廃止をした場合は、速やかに届出の提出をお願いします。届出に必要な書類は、港区ホームページに掲載しています。

<港区ホームページ>

「認可外保育施設等の各種届出・報告・確認申請について（設置者用）」
届出に必要な書類（設置、変更、休止・廃止等）



URL: https://www.city.minato.tokyo.jp/hoikuseisaku/ninkagai_shinki.html

【問い合わせ先】

港区 子ども家庭支援部 子ども政策課 子ども施設指導係
担 当：嶋根・藤堂
電 話：03-3578-2447
メール：minatoll9@city.minato.tokyo.jp